

< ご参考 >

平成16年1月29日

各 位

住友信託銀行株式会社
(コード番号 8403)

住友信託銀行株式会社第2回無担保社債(劣後特約付)の発行について

住友信託銀行株式会社は、第2回無担保社債(劣後特約付)の発行条件を以下の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 社債の名称 : 住友信託銀行株式会社第2回無担保社債(劣後特約付)
2. 社債総額 : 金300億円
3. 各社債の金額 : 金1億円の1種
4. 社債券の形式 : 無記名式利札付
5. 利 率 : 年1.98パーセント
6. 発行価額 : 額面100円につき金99.97円
7. 償還価額 : 額面100円につき金100円
8. 担 保 : 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
9. 年 限 : 10年(満期一括償還)
10. 償還期限 : 平成26年2月12日
11. 利 払 日 : 毎年2月12日及び8月12日
12. 募集期間 : 平成16年1月29日
13. 募集方法 : 国内における一般募集
14. 払込期日 : 平成16年2月12日
15. 引受証券会社 : 大和証券エスエムビーシー株式会社(主幹事)及び
日興シティグループ証券株式会社(上席幹事)
16. 登録機関 : 住友信託銀行株式会社
17. 取得格付 : A-(株式会社日本格付研究所)
18. 応募者利回り : 年1.983%(単利)
年1.983%(複利)

以 上

< 本件照会先 > 広報室 03-3286-8146

(注意事項)

(1) インサイダー取引規制に関して

証券取引法第166条3項および4項、並びに同法施行令第30条の規定により、当社ホームページ (<http://www.sumitomotrust.co.jp>) および当社からの E-Mail 等を通じて重要情報を入手した場合には「会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者」と看做され、当社が施行令第30条1項に基づき報道機関に対し重要情報を公開(日本時間 平成16年1月29日午後4時30分)した後、12時間以内に当社株の売買を行うことは、インサイダー取引規制の適用対象となります。したがって当社株の売買を行うに当たり、同規制に抵触することのないよう十分にご留意願います。